

長野県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果をここに公表する。

令和3年12月21日

長野県後期高齢者医療広域連合監査委員

由 井 美 成
土 屋 勝 浩

令和3年度定期監査報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査の実施日

令和3年11月24日

3 監査の対象

令和3年4月1日から令和3年9月30日までに執行された令和3年度上半期分の財務に関する事務の執行及び事業の管理

4 監査の着眼点

財務に関する事務及び事業の管理が関係法令に基づき適正に行われているか、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか等について、主眼を置き監査した。

5 監査の実施内容

監査については、長野県後期高齢者医療広域連合監査等の監査基準及び事務処理に関する規程に基づき実施した。

財務に関する事務の執行について、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、次の事項等について、関係書類や諸帳簿等を確認するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により実施した。

- ・ 各課の課題及び目標

- ・ 主要事業の執行状況
- ・ 収入及び支出関係の執行状況
- ・ 財産関係の備品管理
- ・ 契約関係の契約方法

6 監査の結果

監査を実施した結果、財務に関する事務の執行について、法令等を遵守し、概ね適正かつ効率的に行われており、指摘事項、指導事項、及び検討事項に該当すべきものは見受けられなかった。

今後も、効率的かつ効果的に事務事業を執行するとともに、適正な予算執行に努めていただきたい。